

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

2020年 お金の制度改革カレンダー

1月に給与所得控除の見直し

新年、おめでとうございます。高橋学です。今年は東京五輪の年ですが、同時に多くの制度改革があります。導入や変更が予定されている「お金に関する制度改革」をご紹介します。

まず給与に関する税制改正として覚えておきたいのが、1月に行われる給与所得控除の見直し。会社員の必要経費に当たる同控除は、給与収入から差し引くことで所得を圧縮、税負担を減らすことができます。控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が昨年の1,000万円から850万円に変更され、上限額も220万円から195万円に引き下げられるため、税負担が重くなる人が増えそうです。

昨年来、民法改正に伴い改正相続法が順次施行されていますが、4月には「配偶者居住権」という権利が新設されます。配偶者居住権とは、被相続人が亡くなった後、配偶者が自宅に終身住み続けられる権利のこと。相続では自宅の分割を巡って親子でトラブルになるケースも多いもの

ですが、この配偶者居住権を利用することでトラブルを回避することなども期待されます。

終了する消費関連の2つの特典

消費に関係する制度改革としては、6月末日に「キャッシュレス決済に対するポイント還元制度」、9月末日に「環境性能割の税率1%軽減措置」が終了することが注目されます。環境性能割は、昨年10月、自動車取得税の廃止に伴い導入された自動車税のこと。車の環境性能に応じて取得価格の0~3%が課せられる仕組みですが、現在適用されている税率1%の軽減措置は、9月末日までの取得をもって終了となります。

またこの他、年末の経理業務の効率化につながる動きとして、今年から年末調整手続きの電子化に向けた施策が始まることも覚えておきたいものです。年末調整手続きの電子化は、国税庁が無償で提供するソフトウェアなどを使って手続きの効率化を図る仕組みで、従業員と勤務先双方の事務負担の軽減が期待されています。



■ 2020年のお金に関する主な制度改革

- | | |
|-----|--|
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">● 所得税基礎控除、給与所得控除の見直し● 公募投資信託等における外国税額控除の制度改革 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 相続税配偶者居住権の新設● 高等教育無償化制度のスタート● 大企業に同一労働同一賃金ルールを適用(中小企業は2021年4月から) |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none">● 「キャッシュレス決済に対するポイント還元制度」が終了(6月30日) |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none">● 環境性能割(自動車税環境性能割)の税率1%軽減措置が終了(9月30日) |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none">● 酒税の税率改正、たばこ税の増税● 年末調整手続きの電子化に向けた取り組みの実施(生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除) |

